

群馬県立女子大学大学院文学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号。以下、単に「大学院学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、群馬県立女子大学大学院文学研究科（以下、単に「研究科」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の配当及び実施計画)

第2条 各専攻における授業科目の年次配当及び授業の実施計画は、学年開始前に文学研究科長（以下、単に「研究科長」という。）が文学研究科委員会（以下、単に「研究科委員会」という。）の意見を聴いた上で定める。

(研究指導教員)

第3条 研究科委員会は、学生の履修及び研究等を指導するため主指導教員・副指導教員を定める。

2 主指導教員・副指導教員は、それぞれの指導する学生に応じて研究指導計画を策定し、これに基づいて指導を行う。

(授業科目の履修方法)

第4条 学生は、各学期の始めに履修しようとする授業科目を選定し、主指導教員・副指導教員の承認を得て、所定の期日までに、専攻主任に届け出なければならない。

(他の専攻等の履修方法)

第5条 他専攻、他研究科、及び学部の授業科目並びに群馬学センター、地域日本語教育センター及びキャリア支援センターの開講科目を履修しようとする者は、主指導教員・副指導教員の承認を得て、所定の期日までに専攻主任に願い出なければならない。

(他の大学の大学院等の授業科目の履修方法)

第6条 他の大学の大学院の授業科目を履修しようとする者は、主指導教員・副指導教員の承認を得て、所定の期日までに専攻主任に願い出なければならない。

(教育方法の特例)

第7条 大学院学則第15条の規定により教育を行うときは、研究科委員会において教育上の必要があると認められた場合とする。この場合における特例の取扱いについては、別に定める。

(単位修得の認定)

第8条 学生が履修した授業科目の単位修得の認定は、学期末の試験又は研究報告の成績により行う。ただし、担当教員が必要と認めるときは、試験又は研究報告は随時行うことができる。

2 試験の期日、方法その他必要な事項は、あらかじめ告知する。

(学位論文、修了制作または課題研究の提出期限)

第9条 群馬県立女子大学学位規程第4条第2項に規定する学位論文、修了制作または課題研究（以下「学位論文等」という。）の提出期限は、別に定める日とする。

(再入学等の選考方法、単位及び在学期間)

第10条 大学院学則第34条の規定により、再入学、転入学及び編入学を志望する者の選考は、研究科委員会において定める方法により行う。

2 前項の規定により、再入学、転入学及び編入学した者がそれ以前に大学院で履修した授業科目及び修得した単位並びに在学した期間の取扱いについては、研究科長が研究科委員会の意見を聴いた上で定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が研究科委員会の意見を聴いた上で定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院文学研究科規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。